

直交集成板の日本農林規格の一部を改正する件 新旧対照表

○直交集成板の日本農林規格（平成 25 年 12 月 20 日農林水産省告示第 3079 号）

（下線部分は改正部分）

>

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">日本農林規格 JAS 3079-1:<u>2026</u></p> <p style="text-align: center;">直交集成板—第 1 部：一般要求事項 Cross Laminated Timber— Part 1 : General requirements</p> <p>1～4 （略）</p> <p>5 表示</p> <p>5.1 表示事項</p> <p>表示事項については、次による。</p> <p>a) 次の事項を一括して表示しなければならない。</p> <p>1)～7) （略）</p> <p>8) <u>製造業者、販売業者又は輸入業者（以下“製造業者等”という。）の氏名又は名称及び所在地</u></p> <p>b)～g) （略）</p> <p>5.2 表示の方法</p> <p>5.2.1 事項の表示</p> <p>5.1 a)に掲げる事項の表示は、次に規定する方法によって行われなければならない。</p> <p>a)～g) （略）</p> <p><u>h) 製造業者等の氏名又は名称及び所在地 製造業者にあつては、製造業者の氏名又は名称及び所在地を、販売業者にあつては、販売業者の氏名又は名称及び所在地を記載しなければならない。ただし、輸入品にあつては、輸入業者の氏名又は名称及び所在地を記載しなければならない。</u></p> <p>5.2.2～5.2.7 （略）</p> <p>5.2.8 事項の表示箇所</p> <p>5.1 a)～g)に規定する事項の表示は、<u>附属書 B</u>によって、各個の見やすい箇所に<u>明瞭</u>にしなければならない。</p> <p>5.3 （略）</p>	<p style="text-align: center;">日本農林規格 JAS 3079-1:<u>2025</u></p> <p style="text-align: center;">直交集成板—第 1 部：一般要求事項 Cross Laminated Timber— Part 1 : General requirements</p> <p>1～4 （略）</p> <p>5 表示</p> <p>5.1 表示事項</p> <p>次による。</p> <p>a) 次の事項を一括して表示しなければならない。</p> <p>1)～7) （略）</p> <p>8) <u>製造業者又は販売業者（輸入品にあつては輸入業者）の氏名又は名称及び所在地</u></p> <p>b)～g) （略）</p> <p>5.2 表示の方法</p> <p>5.2.1 事項の表示</p> <p>5.1 a) <u>1)～7)</u>に掲げる事項の表示は、次に規定する方法によって行われなければならない。</p> <p>a)～g) （略）</p> <p>（新設）</p> <p>5.2.2～5.2.7 （略）</p> <p>5.2.8 事項の表示箇所</p> <p>5.1 a)～g)に規定する事項の表示は、<u>B.1</u>によって、各個の見やすい箇所にしなければならない。</p> <p>5.3 （略）</p>
<p style="text-align: center;">附属書 A （略）</p>	<p style="text-align: center;">附属書 A （略）</p>
<p style="text-align: center;">附属書 B （規定） <u>直交集成板の表示の様式</u></p> <p>（削る。）</p>	<p style="text-align: center;">附属書 B （規定） <u>表示様式</u></p> <p><u>B.1 一般</u></p> <p><u>5.2.1 に規定する事項の表示様式を、次に示す。なお、この様式は縦書きにしてよい。</u></p>

(削る。)

5.2.1 に規定する事項の表示様式について、表示の様式は次による。この様式は縦書きにしてよい。

品	名
強	度
等	級
種	別
接	着
性	能
樹	種
名	
寸	法
検	査
方	法 ^{a)}
幅	は
ぎ	評
価	プ
ラ	イ ^{b)}

B.2 表示様式

品	名
強	度
等	級
種	別
接	着
性	能
樹	種
名	
寸	法
検	査
方	法 ^{a)}
幅	は
ぎ	評
価	プ
ラ	イ ^{b)}
ホルムアルデヒド	放散量 ^{c)}
使用	接
着	剤
等	の
種	類 ^{d)}
シミュレーション	計算 ^{e)}
特	記
事	項 ^{f)}
製	造
業	者 ^{g),h)}

注 a) 曲げ試験を行わないものにあつては、この様式中“検査の方法”を省略する。

注 b) 幅はぎ評価プライを使用しないものにあつては、この様式中“幅はぎ評価プライ”を省略する。

注 c) ホルムアルデヒド放散量についての表示をしないものにあつては、この様式中“ホルムアルデヒド放散量”を省略する。

注 d) 塗装したものであつて非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料を使用している旨の表示をしないもの並びに塗装しないものであつて非ホルムアルデヒド系接着剤を使用している旨の表示をしないものにあつては、この様式中“使用接着剤等の種類”を省略する。

注 e) 実証試験を伴うシミュレーション計算による強度確認を行わないものにあつては、この様式中“シミュレーション計算”を省略する。

注 f) 製品特有のニーズがないものにあつては、この様式中“特記事項”を省略する。

注 g) 表示を行う者が販売業者である場合にあつては、この様式中“製造業者”を“販売業者”とする。

注 h) 輸入品にあつては、注 g)にかかわらず、この様式中“製造業者”を“輸入業者”とする。

図 1－表示の様式

(新設)

ホルムアルデヒド放散量^㉑

使用接着剤等の種類^㉒

シミュレーション計算^㉓

特記事項^㉔

製造業者等^㉕

注 ㉑ 曲げ試験を行わないものにあつては、この様式中“検査の方法”を省略する。

注 ㉒ 幅はぎ評価プライを使用しないものにあつては、この様式中“幅はぎ評価プライ”を省略する。

注 ㉓ ホルムアルデヒド放散量についての表示をしないものにあつては、この様式中“ホルムアルデヒド放散量”を省略する。

注 ㉔ 塗装したものであつて非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料を使用している旨の表示をしないもの並びに塗装しないものであつて非ホルムアルデヒド系接着剤を使用している旨の表示をしないものにあつては、この様式中“使用接着剤等の種類”を省略する。

注 ㉕ 実証試験を伴うシミュレーション計算による強度確認を行わないものにあつては、この様式中“シミュレーション計算”を省略する。

注 ㉖ 製品特有のニーズがないものにあつては、この様式中“特記事項”を省略する。

注 ㉗ 製造業者等は、製造業者である場合にあつては“製造業者”に、販売業者である場合にあつては、“販売業者”に、輸入品にあつては、“輸入業者”に置き換える。

図 B.1—直交集成板の表示の様式

日本農林規格

JAS

3079-2 : 2026

直交集成板—第2部：試験方法 (略)

日本農林規格

JAS

3079-2 : 2025

直交集成板—第2部：試験方法 (略)